

総務文教常任委員会記録

令和2年7月9日

【開催日】 令和2年7月9日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時10分～午前11時54分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
議員	中村 博行	議員	藤岡 修美

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏		

【参考人】

参考人	深井 篤		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	議事係長	中村 潤之介
------	-------	------	--------

【審査内容】

1 陳情書(深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について)

午前10時10分 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。審査に入ります前に、本日、産業建設常任委員会の中村委員長、藤岡副委員長から、委員外議員としてこの委員会に出席したいと

の申入れがありましたので、皆様にお諮りしたいと思います。お二人を委員外議員としてこの審査に出席していただくことについて、いかがでしょうか。異議なしでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、お二人とも、そのようにお願いします。

（中村博行議員、藤岡修美議員 着席）

河野朋子委員長 それでは、陳情書について審査に入りますが、7月の下旬、陳情者から補完資料の提出がありまして、これについて今ちょっと準備が遅れた関係で開会も遅れてしまいましたことをおわび申し上げます。これは、陳情者から、当日この審査に必要と思われるので補完資料として提出するということでしたので、これを参考資料としてこの審査に使っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、前回陳情者をお呼びしましてこの陳情書の趣旨をお聞きしました。陳情者におかれましては、深井氏が取締役会で代表取締役となられました3月20日の時点で市長の許可を得ておられず、その辺のことについて問題ではないかというようなことを本人から意見を聞いたところであります。それを受けまして、委員からは、やはり陳情者の意見を聞いただけなので、本当にその辺の経緯がどうなのかということを明らかにするためには、人事当局、そして、当人といえますか社長、あるいは当時の農林水産課長である深井氏をそれぞれお呼びして、その辺りをきちんと明らかにして審査を進めていくべきではないかということで前回終わっておりました。したがって、今日はまず、人事当局をお呼びしまして、その辺りの経緯がどうだったのかということをいろいろお尋ねしたいということで来ていただきました。よろしくお願いします。それでは、前回の趣旨、お聞きしたこと、それからそういったいろんな資料を踏まえて、まず人事当局に質疑をしていきたいと思いますので、委員の皆さんで質疑がある方はよろしくお願いします。

山田伸幸委員 前回、樋口氏から深井篤、当時農林水産課長が小野田中央青果

株式会社及び株式会社小野田青果販売の代表取締役役に就任するということは公務員法違反ではないかということで、いろいろお話を聞いてきたんですが、市の人事サイドとして、この公務員法違反についてはどのような見解を持っているのか、それをまず明らかにしていただきたいと思っています。

川地総務部長 私たち公務員といたしますのは、憲法とか地方公務員法にも規定がありますけども、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するというのが大前提です。そのために、業務の遂行に当たりましては、例えば特定の利益に偏ることなく仕事をしていかなければならない、特に中立性は保たなければならないということが言えようと思っております。ただ逆に、もし公平公正の立場が保たれて、利害関係もなく、支障もなくできるということであれば、例外的に従事制限の許可を得て、一定の営業等々の仕事に就くということも、これは、例外規定としてはできるという形になっております。今回の中央青果の社長としての位置づけにつきましては、私どもは基本的にはいろいろ検討しまして、特に利害関係、利害関係というのは片方が得をして損をするという形になりますけれども、相反する利害関係は中央青果の社長として、市としてはかなり薄いであろうと。もう片方では青果販売の社長もありますけれども、これは青果販売と市の取引が実際にあるかどうか、その取引があったとしても、相反する利害関係があるかどうかというところがありますけれども、その辺についても、基本的にはないであろうということで、そういった下で許可した次第ですので、この点に関して、従事制限許可に関しましては、特に違反するというふうなものではないと考えております。

山田伸幸委員 以前、利害関係については、私も本会議でかなり質疑を繰り返したんですが、許可というか市場を運営する、開設している側と、そこを利用するというのは、これは利害関係が一切相反しないと考えておられるんでしょうか。

川地総務部長 利害関係というのが、どのようなことなのかというのが一番の焦点だろうと考えております。従事制限の許可につきましては、特に職員が自発的に営利企業に就く場合についての許可ということと、特によくあるのが、第三セクターで、市と関係の結構強い業務、関係のある団体について、役員になるとか社長になるとかといったこともあります。今回は従事制限の許可となっておりますけども、こういうことに関しましては、やはり中央青果の内容のことですので、農林水産課の職員が一番業務に携わっておられるということもありましたので、その辺を踏まえますと、本来であれば出向とか派遣という性格のものではないかと思っております。その辺での関係は当然あるだろうと。ただ、その方が就くことによって相反する利害関係が生まれるのかどうなのかということについては、中央青果の社長としては生まれまいだろうと判断しました。

山田伸幸委員 利害関係については、市がどのように言っても、それを統括するほうの立場と統括される側ということは、これはもう誰が見ても利害関係があるんじゃないかと思わざるを得ないわけです。そういうふういろいろな指示をしたり、あるいは運営上の問題について指導したりするということが発生することが多々あるわけですが、実際にあの場に市の職員が行って、開設者としての仕事もしているわけですから、当然利害関係がないというほうがおかしいんですけど、これは何か法的にきちんと調査された上で、そのように答弁しておられるんでしょうか。

川地総務部長 法的というよりも、こういうものについてはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ませんので、中央青果の内容ですとか人の関わり方とか第三セクターの在り方とかを判断する中での私どもの判断という形になろうかと思えます。

山田伸幸委員 実際に公務の範囲内で役員会をやられたりだとか、取引先との交渉、あるいは税理士だとか弁護士だとか、いろいろな業務のことを公務中にやっておられるというのは明らかなんですけど、それについてはいち

いち休暇届を出された上で、そういう業務に当たっていたのかどうか。その点いかがですか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回の承認に当たっては、会社として出る場合には休暇の届出が必要ですので、そういうもので対応した上で出ているとは考えています。

山田伸幸委員 いや、休暇届が出ていたのかどうか、その度ごとにそういう処理がされていたのかどうかをお聞きしています。

辻村総務部次長兼人事課長 休暇については各部単位で把握するものですので、人事課が全て把握するものではないので、その点では現在、把握はしていないということです。

山田伸幸委員 ということは、人事サイドでは、ひょっとしたら無届けで、休暇も取らずに社長業務を行っていたと。ということは黙認したということでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 休暇については人事課が全て把握するものでありませんので、その点については分かりません。

笹木慶之委員 ちょっとほかの角度からお尋ねしますが、今この農林水産課長の件についてだけが議論となっていますけど、山陽小野田市の市政を運営するに当たって、総務部長が言われたように、本来の業務、本務プラス附帯した業務、いわゆる関連事業というかな、そういうものがありますよね。それぞれ職員を配置した場合には、例えば、農林水産課長には今の市場の関係の役員をすることというのが、今までの通例となっていたわけですね。ですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）それからほかの職員は、例えば福祉関係の職員は社協のほうでどうであるとか、いわゆる兼務発令とか併任発令が通常あると思われませんか。この件は、新たに起

こった問題ではなしに、今までどおりの市政を運営するに当たっての兼務発令とまず考えていいんですか。

川地総務部長 笹木委員のおっしゃるとおり、基本的には、流力的には兼務発令的なものと考えております。ただ、あくまで今回社長になりましたので、その辺は一応、会社法による株式会社中央青果ですので、この度に関しては従事制限の許可を取らせていただいたということです。

笹木慶之委員 そこで、通常の場合、併任発令、兼務発令をしますが、そのときには今まで全く発言されておられません。職務専念義務の免除、いわゆる職免といわれるものをもって、それに従事する間は本業の合間をもってやっていいですよという許可を同時に出されるわけですが、それは出しておられますね、全体的には。

辻村総務部次長兼人事課長 必要な者には出ていると思っております。すいません、全てを個別には把握していません。

笹木慶之委員 ところで、農林水産課長の件に入りますが、先ほど来から、勤務時間中との見解が出てきて休暇だけを取り上げていますが、要は、これに対して、当然、職務専念義務の免除をやらんと業務を行えないと判断するんですが、これはいかがでしょうか。

川地総務部長 内容からして、職務専念義務を逸脱するので、当然、職免、若しくは年休取得のどちらかで対応する必要があると思っております。

笹木慶之委員 したがって、先ほどの休暇の件については各所属の管理だからということがありました。人事当局とすれば兼務させるに当たっては、当然、十分熟慮された上での判断と思うんですが、そうすれば、公的なものをクリアしておかなくてはならんということは当然出てきます、任命権者としてね。それは、人事当局として非違はないとお考えですか。

辻村総務部次長兼人事課長 就任についての手続的なものも含めて、法に基づいた形で手続をさせていただいているとは考えております。

笹木慶之委員 もう1点お尋ねしますが、この営利企業従事制限は許可と言いつながりながら、ある面命令のようなニュアンスがするんですよね。その職が持っている、兼職と考えれば。これは、本人が拒否することができるんですか、極端な言い方をすれば。今までの流れからすると、そういうケースはなかったと思うんですが、ありますか。

辻村総務部次長兼人事課長 これまででは、職に付いていたりとかそういうところですので、拒否とかということは今まではないです。

山田伸幸委員 前回も問題になったんですが、深井氏に対して従事許可申請書が出され、その許可をした日付を書いているんですが、時間まで分かりますか。

河野朋子委員長 許可書は3月20日になっていますよね。その時間が分かるかということなんですが。

辻村総務部次長兼人事課長 許可については、時間を明記しません。日付で出しますので、時間はないです。

山田伸幸委員 というのも、当日、就任する役員会は午後開催されていますので、午前中にそういう処理がされていないと、それは事後承諾ということになるんですが、その点は事後承諾であったのか、事前にそういう申請が出ていたのか。その点ではいかがでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 これについては、申請自体は事後承諾です。

山田伸幸委員 事後承諾ですか。こういったこと、あり得るんですか。こんな大事なものが。公務員法違反に問われるようなものが、事後承諾で通用するのでしょうか。一体、どういう人事行政をしているのでしょうか。事後承諾でこんな大事なことが承諾されるということ自体が、行政として大変間違ったやり方ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 事務手続的な処理は事後だったということです。これにつきましては、事前に深井職員が社長に就任する可能性があるというところで、市長には事前に了解を得てというところですので、事前に就任の可能性、就任についての了解は得られている。ただ、事務手続的なものが事後であったというところでは。

河野朋子委員長 3月20日以前に、そういったやりとりが、どうですか。

辻村総務部次長兼人事課長 当然取締役会の前に、事前に市長まで今回のことについては報告があったと。最終的に社長になったというところで、手続させていただいたというところでは。

笹木慶之委員 ちょっと確認しますけどね。説明が余りうまくないと思うんですが、営利企業従事制限っていうのは、制限を掛けているんですよ。公務員法は。しかし、許可を得たならばやってもいいよと。許可というのは任命権者の許可なんですよね。ということは、申請主義なんですよ。ということは、手続が先なんです。許可が後になるのは当たり前のことなんですよね。だから、それは全く問題ないと思うんですが、問題は、その前に、通常その職が持っている役目ちゅうのがあるわけですから、任命権者がそれに就かせる場合には、こういうことが起こりうるよということは本人に伝えた上でさせているんですよ。だから、その納得の上で一連のものが出てきたから、手続をしたというふうな理解するんですが、いいですかね。

辻村総務部次長兼人事課長 はい、そのとおりです。

山田伸幸委員 これは考え方をお聞きしたいんですが、今回この問題で市民からも議会からも、公務員法違反ではないかと指摘されていること自体について、どんな指摘をされても、市にとっては全く問題ない、通常の市政運営だというふうに考えておられるでしょうか。

河野朋子委員長 繰り返しの答弁になりますけど、いいですか。確認です。

川地総務部長 これまでも私どもが説明してきたとおりですけども、この許可につきましても、法にのっとった許可であると考えております。

山田伸幸委員 法にのっとったにしては、緊急避難措置であるということも答弁しておられました。ですよね、緊急避難措置であると。それとの整合性はどうなんでしょうか。例えば、期限を区切ってだとか、そういったことがあればということだと通常思うんですけど、結局、1年を超え現在もなお、退職後も引き続き代表取締役のままですが、それは問題ないんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 そういう発言、緊急避難的というのがありますけれども、期限を明記できない状況でもありますので、その解決できるという時点まではというところですので、問題ないというか申請については許可範囲だとは考えております。

中岡英二委員 深井氏が、緊急事態で代表取締役に就任されたんですが、その後、公務員法違反じゃないかという声も上がりましたが、その時点で、執行部のほうで何か会議等を持たれましたか。部長のほうでは先ほど、第三セクターだから出向という形も取っても良かったんじゃないかと言われていましたが、その辺のお考えというのは、そういうお話とか、執行部の中でありましたか。

古川副市長 地方公務員法には抵触していないというのは、総務部長、人事課長が申したとおりでして、深井氏がなった時点で、私どももふさわしい人をすぐに当たりたいという報告は受けておりました。そうした中で、私どもも7月10日に会社からいろんな形で開設者として助力を頂きたいということもありましたので、開設者としてもふさわしい人、いろいろ適任者を当たりましたけど、なかなかいい人が、適任者がいらっしやらないということで、現在に至ったということです。

山田伸幸委員 なぜ出向させなかったのか。その点を教えてください。

川地総務部長 株式会社中央青果は、会社法に基づく会社になっておりまして、その社長という形ですので、地公法に基づく従事制限の許可のほうにしたということです。

山田伸幸委員 この地方公務員法の改正の議論の際に、こういったものだったらいいかという形の中で、利害関係が生じないということで、例えば、地域の福祉関係のNPOだとか、そういったもので地域の貢献のためにそういった団体の役に入るということは許可されるんだということで例示として出されておりました。しかし、今回は担当の所管の部の課長、それがそのまま横滑りのような形で指導を受ける側というか許可を受けてそこで業務を行う会社をやると。これは、法律改正のときの趣旨に反するんじゃないでしょうか。いかがですか。

川地総務部長 あくまでも相反する利害関係が生じるおそれがある場合については、当然その抵触する可能性があると思いますが、この中央青果の社長としての関係と市との関係について、相反する利害関係、例えば、社長が強引に市から出資金をもっと多く出せと、何の根拠もなく。そういったふうになると、ある意味そういうことに抵触するおそれはありますけども、当然そういうことはありませんので、特に法に抵触したとは全

く考えておりません。

中岡英二委員　ちょっと1点ほどお聞きしますが、深井さんが代表取締役役に選任されたのが3月20日午後ということなのですが、小野田中央青果と小野田青果販売の、深井さんが市長に出された従事許可申請書、これも3月20日になっています。市長から出された従事許可通知書、これも3月20日になっていますが、この日付には間違いはないですか。

辻村総務部次長兼人事課長　書類上、そういう形で出させていただいています、20日の日で。

山田伸幸委員　深井社長以前の前社長のときに、裁判あるいは刑事告発ということを経験して抱えておりました。それをそのまま引き継ぐということは、許可のときに問題にならなかったのかどうか。

古川副市長　それは会社のことですので、ここで答弁するには当たりません。

山田伸幸委員　当然そういった問題も考慮しなくてはいけない問題じゃないんですか。それを会社のことと言ってぱっさりと切り捨てるとするのはおかしい話ですよ。出資者ですからね。出資者である市が、そういったことに全く関与しないということはおかしい話じゃないですか。そういう言い方はないと思いますよ。でないと、公平公正な市政運営と言えないんじゃないですか。

古川副市長　これは産建のほうの所管だと申したわけで、基本的に裁判を継続するかしないかは会社のほうの考え方でして、出資者である私どもとJAがどのようにしろということは、逆に、法人に対して圧力とも考えますので、そういうことはできないと理解をいたしております。

山田伸幸委員　それならなぜ、深井氏を社長にさせたのか。やはりそういった

問題点を正常化させるというのが一つの手段であったと思うんですね。そういった運営の正常化、それでなかったら社長を交代させる必要はなかったわけですから、やっぱり様々な問題点が発生してきて、それらを改善させるということも含みがあって、深井氏に社長をさせたんじゃないんですか。違うんですか。

古川副市長 深井氏を社長にさせたのは市ではありません。取締役会等々の中で深井氏が社長になったと理解いたしております。

山田伸幸委員 そうは言っても出資者は市です、最大の出資者はね。市が、この人事は駄目だと言えばそうはならないと思いますよ。否決できる権限を持っていますから、それぐらいの。やっぱり、そこではそういった運営の正常化ということをしきりに言うておりましたし、議会の中でも問題になっていました。そんな運営の問題があったからこそ、この社長交代となったと思っていたんですが、そういったことではないわけですか、これは。

古川副市長 山田委員がおっしゃられたとおり、そういうような流れの中で社長交代ということを私どもも聞いておまして、取締役会の中で誰がふさわしいかということで深井氏がなったと理解いたしております。

河野朋子委員長 3月20日で全て書類が便宜上統一されていて、それ以前に、社長就任についての協議があったと今説明もあったんですけど、それはいつ頃どういった形でというような情報は、人事当局としては把握されておりますか。日付が今3月20日しか分からないので、それ以前の経緯を少しお聞きしたいと思います。

辻村総務部次長兼人事課長 すいません。具体的にいつというのは確認しておりませんが、先ほど言いましたように、今回取締役の中で、深井職員も社長になる可能性があるということで、そうなったとき、そういうこと

もあるということの市長の了解を得たという話をされたということは受けております。

山田伸幸委員 今回、こういうふうに関務員が民間企業の社長に就任するということを市は許可したわけですが、今後ともこういったことあり得ると考えてよろしいでしょうか。

川地総務部長 今後のケース・バイ・ケースだと考えております。

笹木慶之委員 総務委員会の範ちゅうの中でお尋ねしますが、深井さんの件についてです。要は任命行為と受けたほうの受理者との関係の部分までと思うんですが、今までの流れを追って見たところで、人事当局のほうは違法性が認められないということで許可をした。そして、許可をした後についても、その範ちゅうの中で業務を行ったと理解していいんですかね。というのが、3月20日、同じ日付で深井氏宛てに市長から許可通知書が出ていますが、その通知書の中に違反する、いわゆる非違たる行為があった場合には、許可を取り消すだけじゃなしに、懲戒処分の対象となりますよという個別項目まで書いてあります。これが現状も動いておる範ちゅうにおいては、それで何もされないということは、何らその違法的なもの、非違たる行為はなかったと理解していいんですかね。

辻村総務部次長兼人事課長 現時点ではそこに注意書きを書いてありますけども、それに触れるようなことは確認が取れていないということで、今現在は何もないということです。

伊場勇副委員長 先日の樋口氏の聞き取りのときに、平日にどうしても訴訟等の関係の弁護士に会っていたとか、勤務時間に、市場の業務を少ししていたというような御意見を頂いたんですけども、それは、人事課としては確認していないということですが、樋口氏から言われたので、その確認なんです。

辻村総務部次長兼人事課長 具体的に一個一個については確認しておりませんが、ただ、例えば窓口に来られたときに、儀礼の範囲とか、必要最小限での対応はあります。それを、刻一つ一つを分単位ですするというのはなかなか現実的ではないと考えております。ただ、それが長時間に及ぶとかということであれば、それは当然出てくるとは思いますけれども、その辺について人事は当時把握していませんので何とも言えませんけれども、一応そういう理解でおります。

河野朋子委員長 結局、この陳情者の主文を読みますと、20日の取締役会の時点で市長の許可を得ておられず、断る立場でもあったにもかかわらずその場で就任を受け入れたっていうことを前提として、委員会にいろいろ説明されたんですけども、今いろいろ確認しますと、事前に市長の許可をきちんと得ていたということ。そこで、就任を受け入れ、その後、申請あるいは許可といったものを行って、書類上の日付が便宜上20日になっているというように受け止めたんですけど、そういうことでよろしいですね。

古川副市長 市長の許可というんじゃなくて、そういう方向になる可能性もあるということの報告があって、取締役会で正式に決まったという流れです。書類のことにつきましては、委員長が言われたとおりです。

河野朋子委員長 そこがかなりキーワードというか、そこでいろいろ言われたと思いますので再確認させていただいたんですけど、ほかに何かあれば、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がなければ、執行部との質疑のやりとり、以上で終わりたいと思いますけどよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）少し休憩をしまして、11時からまた再開しますので、よろしくお願ひします。お疲れ様でした。

午前10時47分 休憩

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。陳情書についての議題としまして審査を行っております。本日は参考人として深井篤さんに出席していただいております。委員会を代表して、一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただきましてありがとうございます。本日は、率直な御意見を述べてくださいますようによろしくお祈いします。本日の議事について。本日は参考人の方に質疑を行うようになっております。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言するようによろしくお祈いします。そして、発言の内容は、問題の範囲を超えない程度で発言をしていただくよう、よろしくお祈いします。それから、参考人は委員に対して質疑ができないこととなっておりますので、御理解をよろしくお祈いします。それでは、これから質疑に入りたいと思います。陳情者からの補足の資料もありますので、それらを参考にしながら前回の陳情者の主旨の説明、あるいは先ほどの人事当局からの説明も聞いておりますので、それらを踏まえて、委員から質疑をよろしくお祈いします。資料がお手元に行っておりますかね。では、質疑のある方はよろしくお祈いします。

山田伸幸委員 深井さん、お忙しい中を来ていただきましてありがとうございます。まず、最初にちょっと確認したいことは、営利企業等の従事許可申請書というのがありますが、これを提出されたのはいつか、お答えいただけますか。

深井篤参考人 まず申請書につきましては、私も記憶が曖昧なところがありますのではっきりとした日付は覚えてないんですけども、3月20日に役員会がありまして、その役員会の中で臨時取締役会が急きょ開かれて、その中で、私が社長に就任するという運びになったわけですけども、その日のうちに全部処理をすればよかったとは思いますが、人事課か

らの当然指示はありましたけれども、実際に私がその申請書を出したのは、後日でした。

山田伸幸委員 では、事前に市長に対して、こういうことに従事することになるという申出をされたのはいつで、そしてそれは構わないというふうな、市長から許可に値するような返事を頂いたのはいつなんでしょうか。

深井篤参考人 社長の交代につきましては、かねてより青果販売と中央青果の社長が同一人物であるということが問題視されておりました、たしか平成30年の夏辺りから社長交代という論議が持ち上がっておりました。その中で、JAに、社長の適任者はいないか探してほしいという依頼をしておりましたけれども、なかなか見付からなかったというところで、取締役の中から選任するという流れになってまいりました。その中で、私が社長として適任ではないかと。取締役の中で、私が社長に就任するように推薦していくという流れになりまして、前部長が市長、副市長に事前にそういう報告をされました。そのあとで、3月20日を迎えたわけで、したがって、3月20日より以前に、河合部長から市長、副市長に対して報告はあったわけです。

山田伸幸委員 当然、深井さんが就任されたら公務員法違反ということで問われると皆分かっと思ったと思うんですが、それならば、あと10日程度で退職される河合氏。なのに、ではなかった、深井さんだったと。普通に考えたら、公務員の枠を外れる河合氏のほうが適任であるように思うんですが、なぜ深井さんだったんでしょうか。

深井篤参考人 個人の事情というのは把握しておりませんが、その取締役会の中で私という推薦がありました。私も当然断りました。一旦断りましたが、ほかに人材がないということでそうになりました。地方公務員法第38条の規定ですが、当初、私はそれを知りませんでした。公務員の兼業の禁止というのは当然知っておりましたけれども、第38

条の中にどういうことが規定されているのかというのは、詳細には知ってはおりませんでした。ただ、公務に支障がない範囲内でのというのと報酬を得ないというところで、問題はないのかなという程度の認識しかありませんでした。

山田伸幸委員 では、ほかにいないということではなかったということになってしまいうんですよね。まだ河合さんのほうが適任ではなかったのか、そういう議論はされなかったんですか。

深井篤参考人 取締役会等の公の場ではありませんが、そういう議論があったように記憶しております。今議論と申しましたけども、公の場、席ではありませんでしたので、それを議論と言えるものかどうか分かりませんが、そういう話は確かにちょっと出たように思います。

長谷川知司委員 深井さんが出された従事許可申請書を見ますと、従事することが職務に与える影響というのがありまして、週2日程度必要となると言いながら、公務の合間を利用するというようにして、とてもちょっと無理なような、オーバーワークのような状況だと思います。また、従事を必要とする理由というのに、経理の状況を把握する必要があると。これも深井さんから見れば、専門的なことでありちょっと大変なことじゃないかなと思って、許可申請書を見る中では、深井さんが社長をするように何か押し付けられたように見受けられるんです、読めば。本当に深井さんも犠牲者だと私は思います。こういう不自然な状態にするということで大変やったと思いますけど、深井さん自身はこれを公務と兼務されて、実際仕事上どうでしたか。オーバーワークであったと思いますが、その状況を教えてもらえれば、

深井篤参考人 会社の業務に従事するに当たりましては、公務に支障を来さないようにというのは、とにかく心掛けておりまして、実際に公務に支障を来したことはありません。その会社の業務に当たるにおいては、当然、

公務の時間中ってというのは無理ですので、公務時間外、大体夕方の5時半ぐらいから、土日っていうか休みの日ということになりますけれども、確かにきついときはありましたけれど、なるべく土日のどちらかは会社に行かないで、適当に体を動かすことでストレスなり疲れなりをためないように心掛けてはありました。経理の確認とか、そういったものですけども、当然私も経理というものの経験がありませんし、会社経営のノウハウも持っておりませんので、これについては、その有識者、税理士とかといった方にお聞きしながら、少しずつ自分の知識を深めていったところではありますが、やはり会社の経理というのは結構奥が深いというのが実感でして、自分の中でも、今でも十分な把握はできていないだろうというような感触は持っております。

山田伸幸委員 今の問題に関連して、令和元年6月議会に出された決算書について、広島税理事務所からは、とても会社の経理と思えないようなずさんなものであるという指摘をされたわけです。これは深井社長の下でそれが提出されたわけですが、決算内容について、そういうひどいものであるというのは自覚されておられましたか。

河野朋子委員長 ちょっと、今回のこの公務員法違反の件と少しそれますし、これは今後多分、産業建設常任委員会で審査というか調査されることになりますので、少し戻していただいて。

山田伸幸委員 勤務時間中に執務するとき、弁護士のところに行ったりとか、あるいは取引先のところに行ったりとか、そういう場合は休暇届を必ず出しておられましたか。

深井篤参考人 取引先のところに行く場合は、極力土曜日に行くようにしておりました。弁護士のところに行く場合は、これは開設者という立場で伺っておりましたので年休は出しておりません。公務時間中に、そのほかにも社長としてどうしてもその業務に携わらなければならないという

きもありましたので、これについては、極力年休あるいは時間休で対応しておりましたけれども、私の記憶の中では、年休とか時間休とかを出し忘れていたものが幾らかあるようには思います。この辺については深くおわびを申し上げたいと思います。

山田伸幸委員 私は率直に言って、深井さんは犠牲者だと思っております。たまたま農林水産課長に充てられて、充て職として取締役に入って、会社経営が非常にひっ迫して、前社長のでたらめな会社運営といたしますか、そういったものの尻拭いを今されているんじゃないかな。しかも裁判まで抱えて非常に辛い立場にあるのではないか。しかも、締めくくりに行われたのが破産ということでした。やはり、非常に苦しい中で従業員の首切りも宣告されたわけですが、この公務員法に違反してきたのはごく僅かの、僅かというか1年間で、今はもうそれに縛られてないわけですが、やはり公務員として会社運営に当たって、本当にこの公務員が、こういった会社運営に当たることについて矛盾とかは考えておられなかったですか。

深井篤参考人 矛盾という意識はありませんでした。ただ、公務に支障のない範囲内ということですので、当然その社長業務に従事する時間というのは限られてまいります。そういう限られた時間の中で、果たして社長業務が十分にできるのかという疑問はありました。

山田伸幸委員 正直申しまして、私もずっと深井さんを見とって、経理も分からない。お客さんとの付き合いもそうできなかった。取引先との業務拡張もなかなかできなかったというそういう苦しい立場にあったというのはよく理解しておりますし、最終的には破産になったわけですから。公務員として、やはり最終的に多くの方を首切りつなげるようなことについて、どのような思いで、そういう業務に当たられたのか。もしお答えできれば頂きたいと思います。

河野朋子委員長 答えられるんでしたら、どうぞ。

深井篤参考人 私が社長に就任してから、会社の経営の立て直しというのが最大の命題であるという認識は持っておりました。そのために、これまでやっていたことについて無駄がないのか。これは無駄だと思うものについては、それを全部削除していったりして、なるべく出費を抑えるような方策を取ってまいったつもりです。しかしながら、それでもやっぱり、未払金というのも当然増えてまいりましたので、これ以上相手の取引先の業者に迷惑を掛けることはできないというところで、破産ということになったわけですが、それに伴って、当然、社員も解雇してまいりました。社員の解雇につきましては、実は11月ぐらいから、もうこの会社の経営は危ないよと。実はパートが何人かいらっしゃいますけれども、希望退職を募ったことがあります。それによって人件費を抑えていこうという考えではあったんですけれども、結局そのときには希望退職はなくて、パートの方から、時間短縮に努めるといふ申出がありまして、では時間短縮でお願いしますということをお願いしました。ですから、社員もパートも含めて、本当に破産するという意識はあったかどうかは分かりませんが、その可能性はあるという認識は持っておったと思っておりますが、実際にそうってしまったことに対しては、本当に申し訳ないなと思っております。

笹木慶之委員 大変お疲れですが、ちょっと1点だけ確認します。今日のあなたの参考人招致については、陳情書に基づいたことの、いわゆる地公法第38条違反であるということが中心なんです。そのことなんです。それで、確認しますが、あなたのほうから、営利企業従事制限の許可申請がされなければ、市長は許可をしないと、ルールはそうなっているんですけど、許可された際に、藤田市長からあなた宛てに通知書は出ています。通知書の中で、教示として、この基準に反することないよう行動してくださいとありますが、その中で、あった場合には許可を取り消すだけでなく、場合によっては懲戒処分の対象になりますよということが書

いてありますが、当然一定の流れとして考えれば、その前に、例えば好ましくない行為があれば、注意であるとか指導であるとかいうことがあるわけですね。一連の流れを見たときに、そういったことは特に私も聞いておりませんが、この文書があなたに行っているということは、あなたがこういう行為をしたときには、ペナルティーを掛けますよということなんです。それについては、そのような指導もなかったし、このようなことについての指摘は、あったんですか、なかったんですか。

深井篤参考人 実際に指摘をされたことはありませんでした。

笹木慶之委員 分かりました。

中岡英二委員 お疲れ様です。1点ほどお聞きします。事前に市長からの事前承認があったと。先ほど深井さんからも言われたし、執行部の方も言われていました。その辺は理解しましたが、先ほど深井さんが藤田市長に出された営利企業等の従事許可申請書、これは後日に出されたと言われていましたが、この日付を見たら3月20日になっているんですよ。当然3月20日に取締役会があって社長に就任されていますが、その後っという事で間違いはないんでしょうか。この日付が間違いだということですか。

深井篤参考人 人事課から申請書の提出をするよう指示があったのは3月20日ですが、先ほど申しましたように、私がすぐに提出すれば良かったんですけども、ちょっと後日になってしまったということです。

中岡英二委員 3月20日というのは間違いはないということですね。書類を書いたのが3月20日で、提出したのが後日ということですか。

深井篤参考人 ちょっとその辺の記憶は定かではありません。本来業務を優先しておりましたので、その日のうちに作ったのか、実際に提出した日に

作ったのか。その辺の記憶は定かではありません。

河野朋子委員長 いずれにしても提出した日を書いた日とみなされますので、いつ書いたかということよりは、提出日が20日じゃなかったということでもいいんですよね。それは確実ですよね。

深井篤参考人 提出したのは、3月20日ではなくて後日ということです。

河野朋子委員長 先ほど執行部の人事当局に確認したところ、やはり全ての書類が3月20日だったんですけど、その前後の時系列っていうのを確認したところ、やはり今深井さんが言われるように3月20日以前にそういった協議があって、社長にならないかっていうような話があって、事前に市長のほうにそういったことになりそうだという報告をした上で、20日の取締役会を経てこういったこと段取りになったっていうことを人事当局にも確認し、そのようですって言われたんですが、今深井さんもその件については一致するということによろしいですよね。

深井篤参考人 よろしいです。

伊場勇委員 先ほど執行部の方にも聞いたんですが、利害関係はあったのかなかったのかというところについて、少し御意見を頂きたいなと思います。

深井篤参考人 正直申し上げまして、何が利害関係に当たるのか、私の中では判断ができません。周囲の方から、特に議員から利害関係があるんじゃないかとおっしゃられますけれども、公と民の兼務ですから利害関係が全くないとは言い切れないとは思いますが。でも、私の中で何が利害関係に当たるのか、私が実際に携わった業務の中で何が利害関係に当たるのかというところは、大変申し訳ないんですけれども、私の中では判断できないところです。

河野朋子委員長 大体委員から質疑が出そろったような感じですが、ほかに委員外議員の方で何かあればお願いします。

中村博行議員 まずもって、本日、産業建設からの発言の場を与えていただきましたことに対して、総務文教常任委員会の皆さんにお礼申し上げます。私のほうからは産建のほうで未確定な案件がありますので、その1点だけ確認させてもらいたいということで質問をさせていただきます。まずお手元にあるかと思えますけれども、樋口さんからの聞き取りといえますか取材内容のまとめについてであります、その2点目です。税理士の証言というところで確認させていただきたいと思えます。樋口さんのことだから間違いのない資料だという感覚を持っておるんですけども、5問ほど質問されておりますので、これを全て確認の意味でさせていただきますということですので、まず、最初に「税理士の証言について、もしも参考人として税理士が呼ばれた場合に「税理士には守秘義務があるから深井社長は中央青果の過去の不都合な真実について発言しないように指示を出したか」という質問に対して、「一切言っていない」と。これでもよろしいですか。

深井篤参考人 私は誰に対しても、中央青果に関わる税理士とか、中央青果に関わる方に対して、こういうことは言わないでほしいとか、そういった指示は一切言ったことはありません。特に税理士とか弁護士といろいろとお話をしてまいりましたけれども、私としてはいろいろこれまで協議をする中で知り得た情報、これはもう全て公にされても構いませんよというスタンスでおります。

中村博行議員 同じような内容ばかりですけど、確認だけです。「その指示を出す考えはあるか」ということに対して「ありません」と答えられておりますが、いかがでしょうか。

深井篤参考人 先ほど申しましたようなスタンスで今でもおりますので、今後

そういう指示を出すという考えはありません。

中村博行議員 同様ですけども「では自分の知っていることは全て言っていた方がいいという考えか」ということに対して、「はい」と答えておられますが。

深井篤参考人 全て言っていたかないとこの問題は解決しないと思っております。ですから、先ほども申しましたように御本人が知り得ている情報は全て公にされて構いませんというスタンスでおります。

中村博行議員 「それは中央青果の社長としての発言か？」ということに対してもお答えになっておりますが。

深井篤参考人 中央青果の社長として発言したという認識ではないんですけれども、そのように取られればそうだろうとは思いますが、いずれにしても社長という立場にしても開設者という立場にしても、私は一切何の指示もする考えはありません。

中村博行議員 最後ですがまとめのようですけれども、「一切隠す必要はないということ公言できるということか」ということですが。

深井篤参考人 公言できます。

中村博行議員 ありがとうございました。以上です。

山田伸幸委員 補完資料の中に刑事告発についてとありますが、いいですか。

河野朋子委員長 この部分については、今回の総務文教常任委員会の中の調査対象とは少し…。樋口さんが出された参考資料ということで今回全部を出していただいておりますが、この中の部分について該当するのは最初

の社長就任についてかと委員長として判断しておりますので、その部分についての質疑をちょっと今回は取り上げませんのでよろしくお願い申し上げます。大体質疑が出そろいまして、産建からも質疑されましたので、参考人に向けての質疑はこれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上で質疑を終了したいと思います。参考人の方にはお礼を申し上げます。本日お忙しい中、本委員会に出席していただきまして、貴重な意見を述べていただきましてありがとうございました。頂きました意見を今後の委員会での審査に生かしていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。それでは、委員会を休憩します。

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。陳情者の趣旨について陳情者をお呼びしてお聞きしました。そして、人事当局からいろいろ説明を受け質疑をしました。さらには、深井さんを参考人として質疑してお答えを頂いたところです。今後、この陳情書についての審査をどのような方向で進めていけばいいかを少し協議したいと思っておりますので、御意見を申し上げます。

山田伸幸委員 今日は、執行部にも来ていただき深井氏にも来ていただきましたけれど、肝腎の陳情書の中身で陳情理由の中に3点挙げておられますが、これを執行部にきちんとお答えいただくというのがまだ済んでおりませんので、これはちょっとやっておかなくちゃいけない部分ではないかなと思うんですが。

河野朋子委員長 陳情書の主文といいますか最初の部分について、陳情者からいろいろ説明を聞き、参考人からも今日聞いてみたところ、少しその陳情者の書かれている文章とその辺が事実的にどうなのかということがか

なり明確になったと思うんですね。書類の日付が20日であったけれども、その前後にいろんなことがあったということが御本人からの発言でも分かりました。今言われるように陳情理由の3点について、陳情者から出ておりますがそれについてもう少し詳しくその辺りを審査していく必要があるんじゃないかという意見ですかね。ほかの方は何かありますか。いずれにしてもこの陳情書の回答というか委員会としての陳情者に対してお返しする必要がありますので、その根拠となるものをきちんとそろえてお返ししたいと思いますが、もう少し審査を続けていくということでもいいんですかね。

笹木慶之委員 先ほど委員会の中で営利企業従事許可書の中に、市長から本人宛てに通知が出ています。これは許可をすると同時に許可に基づかない、許可したこと以外のことをしたら取消しをします、あるいはさらには懲戒処分になりますよということが申し添えてあって、そして陳情者の項目とほぼ同じ内容になっている。それは確認しました。基本的にはそういったことは執行部も本人も問題なかったということなんですが、確かに陳情の細かい部分についての確認はもう少ししたほうがいいのかという気がします。したがって、それについては、後日もう1回確認を含めて行ったほうがいいのかと思います。

河野朋子委員長 今のような御意見もありましたので、後日、この件については、もう少し審査を続けたいと思います。日程についてはこちらでまた調整させていただいてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午前11時54分 散会

令和2年（2020年）7月9日

総務文教常任委員長 河野朋子